

定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

※ 定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

直方

市長殿

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

※本様式を提出いただいた場合、直方市において支給要件に該当するか審査の上で、支給決定した場合のみ、支給のお知らせを送付します。

【本様式での申請が必要な方】

●令和6年中に他の市区町村や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、下記（2. 誓約・同意事項内）の支給要件に該当する方が対象となります。

具体的には以下の方が該当する可能性があります。

- ・令和6年所得税額が令和5年所得税額より小さかった方(例: 令和6年所得が、令和5年所得よりも小さかった方)
- ・令和6年中に扶養親族が増えた方(例: お子さまが出生された方) など

1. 申請者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所	
	明治・大正・昭和・平成		
	年 月 日	電話番号	

書類に不備が有った際などにご連絡を差し上げることがありますので、電話番号は日中に連絡が取れる番号をご記入下さい。

2. 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

チェックが出来ない項目が有る場合、支給要件に該当しないため、申請出来ません。 ※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- ☐ 下記の支給要件に該当する場合、これに従い市において算定した支給額が支給されます。市における算定の結果、0円となった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる) - III > 0となる納税義務者

I 所得税分の所要額: 3万円 × 減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1 納税義務者本人 + 令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の所要額: 1万円 × 減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2 納税義務者本人 + 令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初給付分)の額

- ☐ 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、直方市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ☐ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

3. 令和6年1月1日時点の住所地(令和6年度個人住民税課税地)

- ☐ 国内 ☐ 国外 ※いずれかの口にチェック(レ)し、国内の場合は住所を記載してください。

<国内の場合のみ記入> 令和6年1月1日時点の住所

裏面も必ずご確認ください

4. 振込希望口座 (1. の申請者名義の口座) いずれか一方を記載して下さい。

【受取口座記入欄】 いずれか一方を記載して下さい。

金融機関名				支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義 (カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連				支店コード 本・支店 本・支所 出張所		1普通		
						2当座		
ゆうちょ銀行				通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)			通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。				1 ※				

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、直方市価格高騰給付金コールセンター(☎050-1750-6859)までお問い合わせください。

5. 確認 (自署)

全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

※代筆の場合、押印をして下さい。(申請者名のもの)

6. 提出書類

ご準備が出来ましたら□にチェック (レ) し、必要書類が全て揃いましたら提出してください。

必ず提出

- ☐ 『定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)
※ 赤枠の必要事項を漏れなくご記入ください。
- ☐ 『本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。
- ☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を同封してください。

令和6年1月1日時点の住所地(個人住民税課税地)が国内の場合提出

いずれか該当するものを提出 または チェック

- ☐ 『調整給付金(当初給付分)の支給確認書、支給決定通知書 の写し(コピー) など』
※ 令和6年に給付された調整給付金(当初給付分)の額がわかる資料をご用意ください。
- ↓

受給要件に該当せず調整給付金(当初給付分)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方
- ☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書 または 特別徴収税額通知書 などの写し(コピー)』
- ↓

令和6年度個人住民税(令和5年度分所得)が少額で、納税額が無い(非課税、未申告)方
- ☐ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありませんでした。
※ 該当する場合、チェックを入れて下さい。(資料提出不要)
- ※調整給付金(当初給付分)を受給していたか不明な方・上記書類を無くされた方は、令和6年1月1日時点にお住まいであった自治体にお問い合わせの上必要書類をご用意下さい。

※必要事項の記入漏れや、提出書類の不備はありませんか(記入漏れや提出書類の不備がある場合、申請書の受付ができません。)